

IV-117 湖の環境アセスメント制度実施に関する一考察

札幌工業高校 正会員 戸 沢 哲 夫

1. はじめに

我が国の湖の水質改善の回復措置を取る方策を考慮するとき、環境アセスメント制度の適用を計りながら対策を実施に移すなら、どのようなことが指摘されるであろうか。本文は問題をアメリカの実施例を参考にその取扱上の対策について考察したものである。

2. アメリカの湖の環境アセスメントについて

現在EPAで取扱っている湖の清浄化の回復措置としては、図-1の様なフローになっている。フロー中の内容については、既に土木学会北海道支部43号中に発表ずみの部分もあり、今回は、前記に追加する意味で実施上の措置を論点として述べたものである。

3. EPAの湖水の回復措置の対応について

図-1に示す関係機関の関連性の詳細は図-2に示される。最終の目標である湖の回復措置は、コミュニティ計画のもと図-2に示す様な手続を得ながら影響度の緩和措置が取られている。取扱には回復資金を準備した上で湖の管理計画が実施に移されることになる。一般には湖の管理計画に必要な資金の徴集には利用税が考慮されている。ここでの管理計画上の対象範囲の設定には下記の様な問題点がある即

ち、特定範囲を流域の中に浸食され易い多くの農地、湿地を含めるのなら湖の管理地域は広範囲となる。又湖の岸の土地周辺の狭い地帯から成る湖岸周辺に限定するなら、地域の税の徴収は少額で財政上の制限が伴うことになる。又境界のない限定の立場をとるなら税の基本的な取扱は、地方政策の現実性としての流域管理計画は、地方の人々に及び、形成されたコミュニティの構成部分が対応し多くの人の意志決定が論点として問われることになる。境界規定は手続上の立法措置によっている向もあるが、本問題は政策上の境界設定が将来の湖に関連した開発、土地を包含したアプローチは人が湖に向けて“湖の環境の質”にどのように直接影響をもたらすか、エコシステム規定にも関わることになる。然し現実的対応の実施例からは必ずしも流域全体を包含した形態も取られていない向もあり、上流側の農業従事者と湖岸の居住者側との関連性には災害対策が政策上の論点になっている事実もある。

4. EPAの公衆参加とアセスメントの関係について

湖に関する評価は属性評影響分析の結果より求める。又一方湖水の回復の財政措置を取扱う必要にもなりここでは環境清浄化対策費と湖水のもたらす利益との間には、不釣り合いの分析結果が出されることになる。従って調整としての取扱は大きな開発に対して、複雑な手続を得ながら分担金を求める必要性から、湖に関する地方の審議委員会が識別し、土地のそれぞれに区分した発生利益で決定額を求めることになりここでの取扱は土地利用の可能性を湖の大きさに対して、異なった要素を考慮すると特別なアセスメント

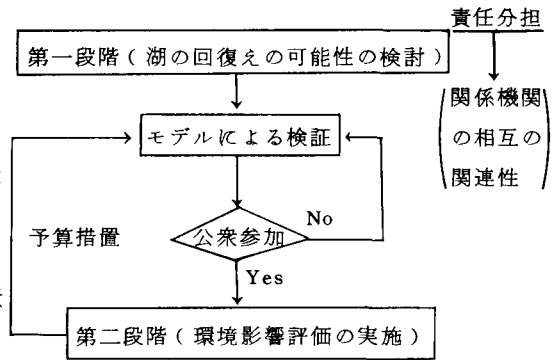


図-1 湖の環境アセスメント実施フロー

の作成を行う必要も出てくる。新しいアセスメントの対応には公聴会による公衆参加の実施にも向けられる公聴会以降に、審議委員会は影響のある土地について新聞に一定のアセスメントの最終結果の公表を行う様取扱い必要もある。湖の管理に向けてのアプローチは連邦政府、州よりの直接管理でありここでは管理責任者によって取扱われるので、必ずしも地域のコミュニティと関連する様になっていない。その結果関係機関はコミュニティとして総括的対応が適切になる様に求められることになる。

5. EPAのコミュニティに関する対応について

EPAのコミュニティに関する見解は、コミュニティの効果を個々についての関係機関相互と、住民との対応の中で得られた結果としてみるよりも、集合的特質をそれ自体の効果としてみる必要があるとしている。湖の富栄養化防止対策でみる限りでは、行為の取扱としての、代替案の解決策の探究と、目標を置いた組織化したものの取扱に向けられ、ここではコミュニティプロセスを援助するようなコミュニティ開発そのものの問題解決も計りながら、又意志決定の為の能力向上を住民自体が築き上げる要素も求められることになる。湖の開発参加として多くの居住者を含めて到達した決定は技術的にも、組織的にも改善策を思考することになる即ち、将来の問題解決の為に、コミュニティの役割による解決を求めていることになる。新しい信頼関係に基づ

く特別な技術の獲得は、コミュニティの主要な準備を完成に向けさせ、開発行為に移すときには開発を意識した居住者のコミュニティについての団結を意味づけることになる。然し実際のアメリカの実施例で指摘されている部分は、開発準備に向けての対応は前もって組織されてはいないし、相互の合意形成がないまま出発している。ここでの認識は開発期間全体を通して成長がみられるとする対応になっている。

6. アメリカの湖に関する環境アセスメント制度と我が国との関連性について

国情の違いがあっても改善策にコミュニティを基本認識の上に立てた出発に異存はない。然し問題を汚濁防止対策の取扱としての制度導入は、汚濁の異なる形態をどのように認識し、比較し判断すべきかを最初に指摘されることでありここでは人口過剰に基づく施設等の混雑な利用、野生生物の減少、騒音、大気汚染、流水の汚濁等汚濁の異なった様子と云うよりも、重大な割合に対する程度の問題になっている。これらをどの様にして改善して行くかは国と自治体の責任を問うと云うよりも、住民サイドからもアプローチし税の徴集対策等による、より積極的な資金の導入を計ることも必要と思われる。

参考文献 1) Clean Lakes Program Guidance Manual, U.S. EPA.

2) Socio-Economic Evaluation of Lake Improvement Projects And Lakes Management Guidance U.S. EPA.

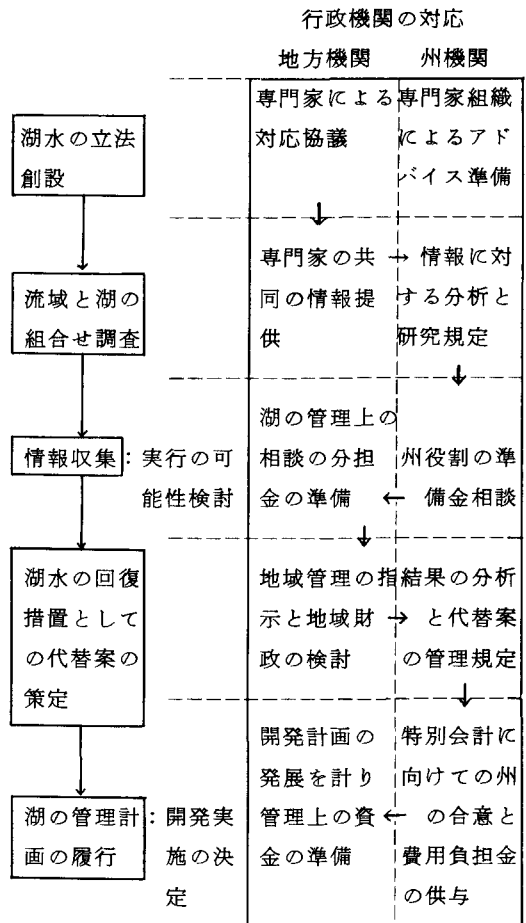


図-2 湖の水質回復措置フロー